

**緊急事態宣言期間延長にともない、引き続きお願いいたします**  
**新型コロナウイルス感染症予防対策への協力について**  
**(1月8日～3月7日)**

現在、全国の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、〈第2波〉を上回る新規感染者が確認されており、今年に入ってから感染防止に歯止めがかからず非常に厳しい状況となっています。

こうした状況の下、国は1月7日に「緊急事態宣言」を発出したところですが、現在までの感染拡大状況を踏まえ、3月7日まで期間延長すると発表しました。

現在、本村においては、昨年の緊急事態宣言発出以降、抗原検査、感染者の都内搬送などの整備を進めており、みなさまのご協力のもと感染拡大には至ってはいません。しかし、未だ医療環境が人的にも施設面でも脆弱であることに加え、都内の医療提供体制に関する警戒度もひっ迫している状況です。これまで「再び新型コロナウイルスを島に上陸させない」を基本方針として取り組んでまいりましたが、今回の「緊急事態宣言」により今一度、みなさまと共通認識を持つことが必要です。

村民、事業者、来島者のみなさまには、国、東京都の施策に加え、今まで以上に一人ひとりが感染対策の徹底を心がけていただくようご協力をお願いします。

令和3年2月5日  
東京都御蔵島村長 広瀬久雄

**住民・来島者**

- ◎ 午後8時以降 不要不急の外出自粛
- ◎ 不要不急の出島・来島自粛
  - ※ 出島した方…帰島後2週間の外出自粛
  - ※ 来島した方…宿泊施設と仕事場間の移動以外の外出自粛
- ◎ 買い物など必要な外出は短時間で済ませる
- ◎ マスク着用、手指消毒、換気、「3密」回避など徹底した感染予防対策の励行

**事業者**

**飲食店**

- ・ 営業時間：午後8時まで(酒の提供は午後7時まで)

**オフィス内業務**

- ・ テレワークの推進

**その他**

**開発総合センター**

- ・ 利用停止とします。

**診療所**

- ・ 外来診療については、これまでどおり診療所(04994-8-2206)に電話の上、受診してください。
- ・ <新型コロナウイルス感染症>にかかわる相談等は、島しょ保健所三宅出張所(04994-2-0181)をお願いします。
- ※ 閉庁時の役場庁舎においては、施錠しますのでご理解とご協力をお願いします。